

【2024年】葬儀後の手続きチェックリスト

死亡後7日以内

- 死亡届、死亡診断書の提出
- 埋火葬許可証の交付申請

死亡後14日以内

- 年金受給権者の死亡届(厚生年金は10日以内)
- 国民健康保険の資格喪失届
- 世帯主の変更届
- 介護保険資格喪失届

死亡後2年以内

- 国民健康保険葬祭費支給申請
- 高額医療費支給申請
- 介護保険高額介護サービス費支給申請
- 国民年金死亡一時金請求書

死亡後3年以内

- 相続登記

死亡後なるべく早く行うべき手続き

- 電気、ガス、水道などの契約者の名義変更
- インターネット、新聞など各種サービスの契約者の名義変更
- 携帯電話、クレジットカードの解約
- 運転免許証、パスポートの返納

死亡してから2年で時効になる手続き

- 中高年寡婦加算の申請
- 寡婦年金の申請
- 埋葬費支給申請
- 葬祭費支給申請
- 死亡一時金の請求
- 高額療養費の支給申請

※支給金にはそれぞれに対象となる条件が設けられています。詳しくは、役所・加入していた保健組合に確認するようにしましょう。